

賑わい応援談⑦

登録有形文化財登録を祝して

鹿角市文化財保護協会
会長 佐藤三郎氏

極月八日は雪もなく穏やかな日の中、はなわ市日は多くの買い物客で賑わっていた。

午前10時「旧関善酒店主屋」登録文化財登録証・登録プレート伝達式が『まちなの日』で沸く旧関善こもせ前で行われた。

鹿角市の国の登録有形文化財第一号は、四月十二日付で文化庁の文化財登録原簿に記載された八幡平字石鳥谷の「渡部家」であり、今回の「旧関善酒店主屋」は、登録文化財第二号にあたります。

関善酒店は安政三年(1858年)の創業と言われ、代々関善次郎を襲名し「山木屋」を号していた。毎年酒を仕込む時季になると、花巻市石鳥屋町からも杜氏が来て仕込み作業に勤しんだという。

幕末期から明治・大正そして昭和初期と資産家として、明治初年の花輪郷学校への献金、大正期のガソリンポンプ購入への寄付、桜山に小田島由義の顕彰碑建立にあたっての発起人代表、花輪女学校を県立にするための努力等々、郷土の発展のために貢献された家柄でもある。

明治三十八年の新田町・六日町等の大火で全焼したにも拘らず、その年の内にこれ程の豪壮商家を建築できた財力には只驚かされるのみである。

花輪都市計画街路整備事業で解体寸前であった関善主家を市内外の理解ある方々のご協力によりそのまま移転し、更に街に賑わいを取り戻すため「NPO 関善賑わい屋敷」が設立され、現在は出逢い賑わいを創出する花輪定期市の一翼を担っている。更に広い建物を活用した種々のイベントを企画し、街の活性化のためにも努力されている。又建物の維持管理はもとより、建物内の整備や壁塗りの下地づくり等、会員達のためみない努力に敬意を表したい。

このような活動は、今後とも街の更なる活力を生み出す起爆剤となることを期待してやまないものである。



18庁財第95号

特定非営利活動法人関善賑わい屋敷

貴所有の別紙文化財を、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項の規定により、平成18年8月3日付けをもって文化財登録原簿に登録したので通知します。

平成18年 8月24日

文部科学大臣 小坂 憲 次



(官報告示 平成18年8月24日付け文部科学省告示第127号)
(登録番号 05-0146)

理事の
つぶやき

ボランティア活動に思うこと

NPO 関善賑わい屋敷
理事 富谷秀之氏

私は、団体活動とは野球やサッカーの試合のようなものだと思っています。選手、審判がいるのは当然ですが、警備員やボールボーイ、応援する観客などがいて成り立つものです。

これをボランティア活動に当てはめると、練習して選手にならなければ試合(活動)に参加できないと考えるのではなく、最初は観客として会場に顔を出すことから始めてみたらよいと思います。はじめは、試合開始の直前に来て、試合が終わったらすぐに帰っても結構だと思いますが、慣れてきたら、少し早めに来て試合前の準備や練習から見るようにすれば、試合以外のいろいろなことが目に入ってきます。その中には「これなら私にもできる」と思えるものが必ずあるはずです。

そう思ったら、「あなた」が次の試合から「それ」をすればいいのです。皆さん、もっと気軽にボランティア活動に参加してみませんか?



『見えない花束』

待ち合わせ時間ぎりぎりに息せき切ってやってくる人がいる。このタイプは、早めに行って待たされると損した気分になる人が多いと精神科医のモクさんは分析する。「時間にケチな人」は、結局時間に追いまくられる。だから15分でもいい《余裕の時間という目に見えない花束を持って、待ち合わせの場所に行く》と相手は、ハラハラもしないし、ドキドキもしないという。

「ゆっくり力」ですべてうまくいく

斎藤茂太著 集英社文庫より

